私学助成幼稚園用

令和９年度から入園される皆様へ

幼稚園利用のための申請手続きのご案内

【問い合わせ先】
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市 保育課 保育係
（小田原市役所５階・赤通路）
TEL：0465-33-1451

小田原市保育課から、幼稚園のご入園に当たり、必要な申請手続きについてご案内します。
皆様の入園される幼稚園は「**私学助成幼稚園**」です。
私学助成幼稚園に入園する場合には、市へ認定申請の手続きを行うことで利用料に対しての給付を受けることができます。

詳細は P.2

給付①

お子様が満３歳以上であれば**全員対象**となるもの

→幼児教育（基本教育課程）の月額利用料に対する給付

月額２８，０００円まで

詳細は P.3～

給付②

保育を必要とする事由がある場合に対象となるもの

→預かり保育などの利用料に対する給付

①満３歳になってから最初の３月３１日を経過しているお子様

→給付上限額　１２，３００円（※１）

② ①以外の満３歳児で、**住民税非課税世帯（※２）のお子様**

→給付上限額　１７，７００円（※１）

※１　上限額は、預かり保育とその他のサービスとを合わせてこの額です。

※２　非課税判定は、４～８月分は前年度の住民税、９～３月分は当年度の住民税で行います。

提出書類

記入した申請書と添付書類を幼稚園に提出してください。

給付①のみに該当する方

→ **子育てのための施設等利用給付認定申請書**（法第 30 条の 4 **第１号**）

給付①と②の両方に該当する方

→ **●子育てのための施設等利用給付認定申請書**（法第 30 条の 4 **第２号・第３号**）
●保護者の保育を必要とする事由を証明する書類（４～５ページ参照）
※ひとり親世帯以外の場合は、お父様とお母様両方の書類が必要です。

どちらか一方を提出

申請日（保育課収受日）より前に遡っての認定は原則いたしません。ご注意ください。

幼児教育の利用料への給付

私学助成幼稚園の利用料は、それぞれの幼稚園で定めています。その利用料に対して、市から認定を受けたお子様の分は、市から給付を行います。

対象になるお子様の年齢	満３歳以上のお子様
給付の上限額	月額２８，０００円まで ※この額を超える分は保護者負担です。
給付を受けるための条件	私学助成幼稚園を利用しているお子様の保護者
給付の対象外となるもの	実費として徴収されている費用 （通園送迎費、給食食材料費、行事費など）
給付の実施方法	市から幼稚園に給付対象者の分の給付金を支払います。 （保護者に代わって幼稚園が受け取る「代理受領」）

入園料の取り扱い

入園料の支払い初年度に限り、月額保育料が２８，０００円を下回る幼稚園については、月額利用料と給付上限額の差額分に入園料の分を充てることができます。

※詳しい計算方法※

①入園料の金額を入園初年度の在籍月数で割る。

②「月額利用料と給付上限額との差額」と「①で出た金額」を比較して低い方が入園料に充てられる給付額となる。

（例）入園料が 100,000 円、月額利用料が 25,000 円、今年度 12 か月在籍の場合

①100,000 円÷12 か月＝8,330 円

②28,000 円－25,000 円＝3,000 円

③8,330 円＞3,000 円なので、入園料に充てられる金額は「月額 3,000 円」

月額利用料のお支払い

■利用料が月額 28,000 円以下の幼稚園
→お支払い不要

■利用料が月額 28,001 円以上の幼稚園
→差額分を幼稚園に支払い

入園料のお支払い

■一旦、幼稚園に全額お支払いいただきます。

■年度末で在籍月数が確定したら、入園料分の給付金を、幼稚園から支払います。（年度途中退園の場合は退園時）

※市が幼稚園に給付金をお支払いし、幼稚園から保護者にお支払いをします。

※市外の幼稚園では、支払い方法について取り扱いが異なる場合があります。

預かり保育などの利用料への給付

この給付の対象は次のサービスの利用料です。

A　在園している幼稚園での預かり保育

B　その他のサービス（認可外保育施設等）

※Bの給付は幼稚園の開園日数によっては対象外となります。

※通園送迎費、教材費、食材料費、行事費などは対象外です。

対象になるお子様の年齢と給付上限額

①満３歳になってから最初の３月３１日を経過しているお子様

→給付上限額　１２，３００円（※１）

② ①以外の満３歳児で、**住民税非課税世帯（※２）のお子様**

→給付上限額　１７，７００円（※１）

①②のどちらにも該当しないお子様は対象外です。

※１　給付上限額は、幼稚園での預かり保育とその他のサービスとを合わせた上限額です。

※２　非課税判定は、４～８月分は前年度の住民税、９～３月分は当年度の住民税で行います。

給付を受けるための条件

４、５ページに記載された**保育を必要とする事由**のいずれかに保護者が該当していること。

（ひとり親世帯以外の場合は、お父様とお母様両方が該当していることが必要です。）

認定期間中が給付の対象となります。

幼稚園預かり保育の支給額計算方法

（１）預かり利用日数×日額単価（４９０円※）で月毎に個人別で支給限度額を計算します。

（支給限度額の上限は 12,300 円または 17,700 円）

（２）算出された支給限度額と実際に支払った利用実績額を比較して低い方を支給額とします。

※計算で使用する計算式・単価は、全施設統一です。

※実際の利用料金の設定は園ごとに異なります。

＜例＞1 時間 100 円の預かり保育を、1 か月に 20 日間（1 日 3 時間）利用した場合

・各月支給限度額　490 円×20 日＝9,800 円

・各月利用実績額　100 円×3 時間×20 日＝6,000 円

→　9,800 円＞6,000 円のため 6,000 円を支給

その他のサービスを利用（認可外保育施設など）の併用

次のいずれかに該当する幼稚園に通う子どもが給付の対象になります。

①基本の教育時間を含む平日の預かりの提供時間が８時間未満

②開所日数が年間２００日未満

その他のサービスに該当するもので市による給付対象施設の確認が取れたものが対象です。

・認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）

・一時預かり事業

・病児・病後児保育事業

・ファミリー・サポート・センター（支援会員が所定の研修を受講していることが条件）

※ファミリー・サポート・センターの送迎のみの利用は対象外

※その他のサービスの入園料・登録料は対象外

子育てのための施設等利用給付を受け取るまでの流れ

① 給付の認定申請をする。
世帯状況や保育を必要とする事由に変動があった場合には変更の手続きをする。

② 施設からもらった領収証書や提供証明書を保管しておく。

③ 市から給付請求の案内がある。案内があったら給付請求書を作成して幼稚園経由で提出する。

④ 市から保護者様の指定する口座に給付金が振り込まれる。

⑤ 令和 10 年度も引き続き給付を希望する場合、市から令和 10 年 1 月頃に現況確認のための書類提出の案内があるので書類を提出する。
保育を必要とする事由を証明する書類も添付する。

保育を必要とする事由ごとの添付書類

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
①就労している場合 （**一月 15 日以上かつ 60 時間以上**の就労が最低基準）	左記の基準で就労している期間。 基準を満たさなくなった場合や、退職した場合は認定を終了します。	就労証明書 （令和９年度様式） **※小田原市指定の様式で提出すること。** ※様式は幼稚園でも配布しています。 ※指定様式以外のものは原則受付しておりません。	●就労証明書は、事業主に記入してもらってください。 ●就労証明書は、**発行日から３か月以内**のものを提出してください。 ●**自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）である場合、自営の業態を証明する書類（開業届、営業許可証等）及び自営の継続性を証明する書類（直近の確定申告書、源泉徴収票等）が必要です。** 証明書類がない場合には書類不備扱いとなります。 ●育児休業からの復帰の際に申請する場合には、復帰日の属する月の１日から就労として認定可能です。
②妊娠中や、出産後間もない場合	出産（予定）日を基準として産前産後８週の属する月の期間	母子健康手帳の写し	●出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	病気やけがなどの事由により認定申請する場合は、医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間のみ認定を受けることができます。	診断書 　または 障がいによる手帳等	●診断書には、「○○の疾病のため、家庭での保育が困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 ●対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合、診断書の提出は不要です。

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
④親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合	病人の看護等の事由により認定申請する場合は、看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間のみ認定を受けることができます。	（看護等を必要とする方についての） 診断書 ＋ 看護等計画書	●診断書には、「看護等が必要である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 ●対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合でも診断書の提出は必須です。
⑤就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）	就学している期間のみ認定を受けることができます。卒業した場合や休退学をした場合は認定を終了します。	在学証明証や学生証 ＋ 就学時間の分かる書類	●在学証明証は、各学校の様式で提出してください。 ●シラバスや時間割など就学時間の分かる書類を提出してください。 ●オンライン学習等により就学時間の分かる書類が提出できない場合は、授業内容が分かる書類（カリキュラム等）と就学スケジュール表（小田原市様式）を提出してください。
⑥求職活動をしている場合	3か月間	不要	●期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定したら速やかに就労先に就労証明書の発行を依頼してください。 ●就労証明書は小田原市指定のものを利用してください。幼稚園でも用意してあります。
⑦地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合		り災証明書等	保育を必要とする事由の状況に応じて判断しますので、該当する場合は、保育課までお問い合わせください。

給食費について

給食の提供がある幼稚園の場合

■給食費については幼稚園の設定した金額を、保護者様が園へ直接支払い。

■ただし、給食費のうち「副食費（※1）」にあたる料金分は、年収約３６０万円未満（※2）の世帯のお子様及び第３子以降（※3）のお子様について、市から補助金が交付されます。

■補助金の交付を受けるためには申請が必要です。

市からの補助金申請の案内をご確認ください。（現在準備中）

※1…給食のおかず、おやつ、牛乳やお茶代など
※2…住民税の税額に応じて所得判定します。
※3…小学校３年以下の保育所や幼稚園などに入所している子どもで算定